

# 文京区中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業公式 Instagram 運用ポリシー

2024 文区経第 597 号 令和 6 年 7 月 1 日部長決定

## 1 目的

本ポリシーは、ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、文京区区民部経済課（以下、「経済課」という。）が開設する Instagram アカウント（以下「ダイバー人材アカウント」という。）の運用に関する事項を定めることを目的とする。

## 2 基本ポリシー

ダイバー人材アカウントは、文京区内中小企業の「ダイバーシティ経営」の実践に向けた企業改革及び多様な人材の確保・定着を支援するための情報を広く発信することをポリシーとする。

## 3 アカウント名等

当アカウントのアカウント名は「文京区中小企業ダイバーシティ人材採用促進事業」とし、アカウント ID は@bunkyodiverjinzai とする。

## 4 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、次に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。

### (1) フォロー

他のアカウントの投稿を常に自分のアカウントで受信できるように、アカウントを登録することをいう。

### (2) フィード投稿

Instagram に投稿する写真及び文章のことをいう。

### (3) ストーリーズ

原則 24 時間で消えてしまう投稿のことをいう。

## 5 運用方法

ダイバー人材アカウントは、経済課が管理し、以下のとおり運用することとする。

### (1) 配信する情報

ダイバー人材アカウントでは次の情報を配信することとする。

ア セミナーチラシ配信

イ 事業情報の配信

ウ その他、人材採用や就労支援に関する情報等、区民や事業者のニーズの高い情報

(2) 配信する上での留意点

ダイバー人材アカウントで情報を配信することについては、次の点に留意することとする。

ア 誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報配信に努めること。

イ 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報を配信しないこと。

(3) 意思決定

情報配信については、原則として経済課長の決裁を必要とする。

(4) 他の Instagram アカウントへのコメント等

ダイバー人材アカウントでは情報発信のみを行うものとし、原則として区以外のアカウントへのコメントは行わない。また、ダイバー人材アカウントに対するコメントへの返信コメントも行わない。

(5) 他の Instagram アカウント等の「いいね！」機能

ダイバー人材アカウントでは、情報発信に必要とされる機能のみを使用し、原則として区以外のアカウントに関する「いいね！」機能等は使用しない。

(6) なりすまし等への対応

経済課は、ダイバー人材アカウントを区ホームページに掲載し、なりすましでないことを証明する。また、なりすましを発見した場合は、区ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

## 6 投稿等の削除

他の利用者による次に定める内容を含む投稿等を禁止するとともに、経済課はこれらの投稿を予告なく削除することとする。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反する恐れがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なるうわさやうわさを助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他区が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

## 7 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は、区公式ホームページ内に掲載し、周知する。また、本ポリシーは、必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨をダイバー人材アカウントを通じて周知する。

## 8 知的財産権

ダイバー人材アカウントで掲載している個々の情報（画像、文章、イラスト等）に関する知的財産権は文京区若しくは原著作者等に帰属する。当アカウントの内容について、「私的利用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁止する。

## 9 免責事項

- (1) 区は、ダイバー人材アカウントに掲載される情報の正確性、完全性、有用性について万全を期すが、完全に保障するものではない。
- (2) 区は、利用者がダイバー人材アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより利用者又は第三者が被った損害について、区に故意又は重大な過失のあったときを除き、一切の責任を負わないものとする。
- (3) 区は、利用者により投稿された内容について一切の責任を負わないものとする。
- (4) 区は、利用者間若しくは利用者と第三者の間のトラブルによって利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。
- (5) 区は、上記(1)～(4)の他、ダイバー人材アカウントに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。
- (6) 区は、本ポリシーを予告なく変更する場合がある。
- (7) 区は、予告なしにダイバー人材アカウントを停止・終了することがある。